



福島市告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和3年1月4日

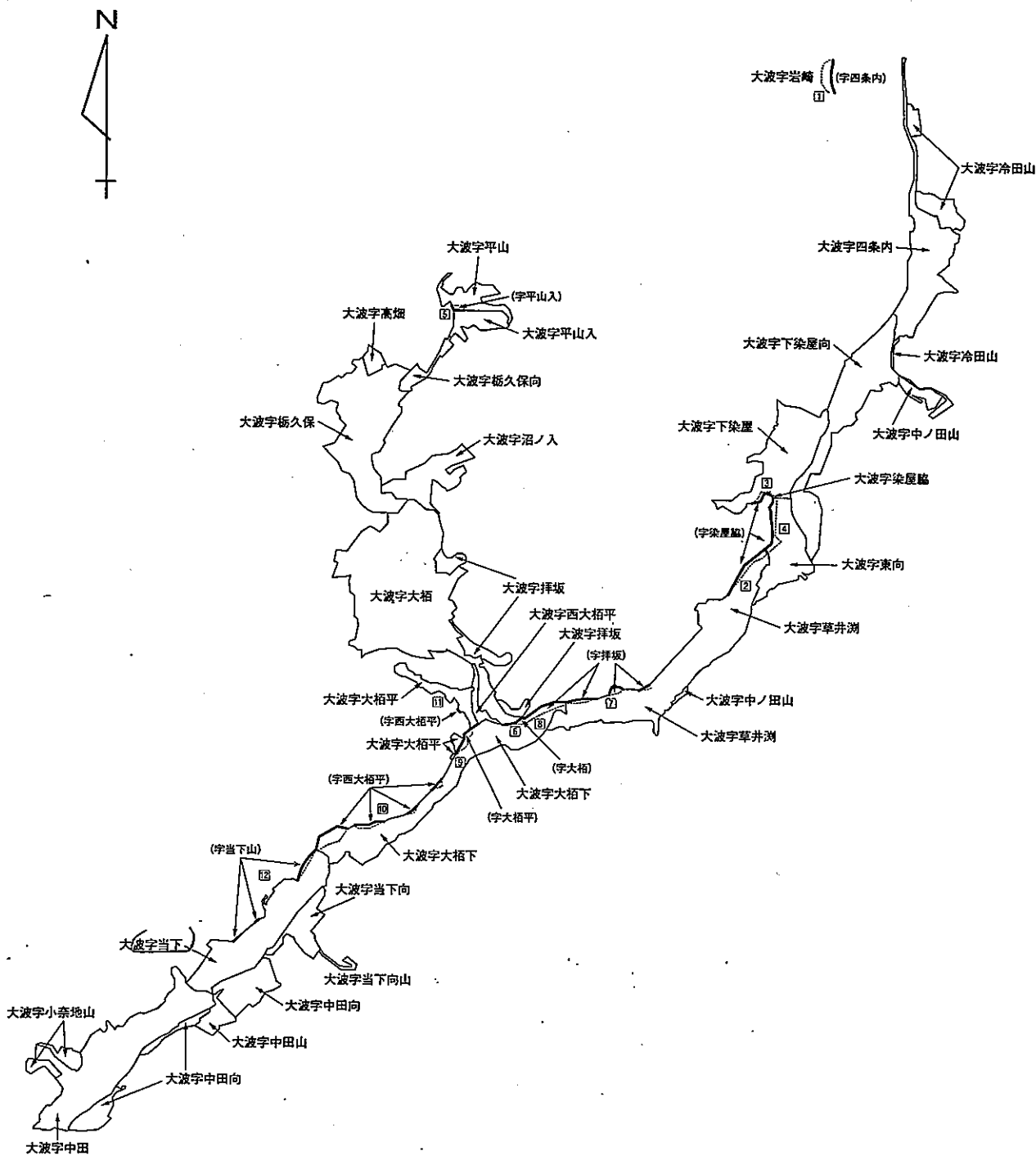
福島市長 木 幡 浩

- 1 区 域 大波地区の一部
(別紙のとおり)

| | | |
|--------|--------------|--|
| 編入する字名 | 同上に編入される区域 | |
| 大波字岩崎 | 大波字四条内 ① | 一〇、一一の二及びこれらの区域に隣接する水路等である国有地の全部 |
| 大波字草井湖 | 大波字染屋脇 ② | 二〇の二から二〇の四まで |
| 大波字下染屋 | 大波字染屋脇 ③ | 二一の三 |
| 大波字東向 | 大波字染屋脇 ④ | 二三の二から二三の四まで |
| 大波字平山 | 大波字平山入 ⑤ | 六 |
| 大波字大栢下 | 大波字大栢 ⑥ | 一一八の二、一一九及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 |
| 大波字草井湖 | 大波字拝坂 ⑦ | 二の二、四の二、五の四から五の六まで |
| 大波字大栢下 | 大波字拝坂 ⑧ | 六の二から六の四まで、七の四から七の六まで、八の九、八の一〇 |
| 大波字大栢下 | 大波字大栢平 ⑨ | 八の二、八の三 |
| 大波字大栢下 | 大波字西大栢平 ⑩ | 八の三から八の六まで、九の二、一〇の三、二九の二から二九の四まで、三〇の五から三〇の一一まで、三二の二から三二の四まで、三四の四から三四の八まで、三五の二から三五の四まで、三六の一、三六の二、三七、四二の二、四二の三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部 |

| 編入する字名 | | 同上に編入される区域 |
|--------|---------------|---|
| 大波字大栢平 | 大波字西大栢平 11 | 一〇の二 |
| 大波字当下 | 大波字当下山 12 | 一の三、一の四、三の三、四の三 |
| 大波字一里壇 | 大波字高森 13 | 一〇の一、一〇の口、一五の六四、一五の六九、一五の七一、一五の七二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 |
| 大波字染屋 | 大波字一里壇入 14 | 一七、一八の二、一八の三 |
| 大波字一里壇 | 大波字一里壇入 15 | 三三の口 |
| 大波字一里壇 | 大波字久保 16 | 四八の三、四八の四、四八の口、五三の五、五三の六、五四、五五及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 |
| 大波字萩田 | 大波字下萩田 17 | 九の二から九の七まで、一〇の二、一〇の三、一一の三、一三の三、一七の三 |
| 大波字入萩田 | 大波字下萩田 18 | 一五、一六 |
| 大波字萩田 | 大波字入萩田 19 | 一の二、二の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 |
| 大波字高森 | 大波字吉ヶ作 20 | 一四の一、一八の一、二二の二、二三の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 |

参考図その1 (大波地区)



| 凡 例 | |
|-------|-------|
| —— | 新 字 界 |
| ----- | 旧 字 界 |
| () | 旧 字 名 |

参考図その2 (大波地区)

